

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年1月4日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第3号

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年鴨川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。